

久喜市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き



久喜市パートナーシップ宣誓制度とは

性別に関わりなく一人ひとりの人権が尊重され、多様性を認め合い、自分らしく生きることのできる社会の実現をめざす本市において、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約したカップルが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。

久喜市

目 次

- 1 パートナーシップ宣誓制度の目的…………… P 1
- 2 宣誓を行うことができる方…………… P 1
- 3 手続きの流れ…………… P 2
- 4 宣誓に必要な書類…………… P 4
- 5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付…………… P 5
- 6 ファミリーシップ制度…………… P 7
- 7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付…………… P 8
- 8 宣誓事項等の変更…………… P 8
- 9 パートナーシップ宣誓証明書等の返還…………… P 8
- 10 パートナーシップの宣誓の継続…………… P 9
- 11 その他 相談窓口…………… P 10
- 12 Q & A…………… P 11
- 13 宣誓した方などが利用できる行政サービス…………… P 15

【事前予約・受付手続き窓口】

久喜市 総務部 人権推進課

- 住 所 〒346-8501
久喜市下早見85-3
- 電 話 0480-22-1111
- FAX 0480-22-3319
- メール jinken@city.kuki.lg.jp



1 パートナーシップ宣誓制度の目的

久喜市では、「第3次久喜市人権施策推進指針」を策定し、すべての人々がお互いの人権を尊重し、明るい社会の実現をめざして、時代に即した様々な人権課題に取り組んでいます。

現在、社会全体において、性の多様性を認め、すべての人々の人権を尊重し、差別や偏見をなくすための取り組みが進められています。久喜市でも、性の多様性を尊重し、^{※1}性的少数者の方々の生きづらさの解消につなげるための取り組みとして、令和3年10月1日から「久喜市パートナーシップ宣誓制度」を開始しています。

この制度は、現在の法律に影響を与えるものではなく、婚姻制度と同等の権利や義務などの法的効力は生じません。

市では、パートナーシップ宣誓書に必要書類を添えて提出されたお二人に、宣誓した事実を証明する宣誓証明書等を交付し、宣誓したお二人のパートナーシップ関係という事実を尊重し、お二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減、社会的な理解の促進につなげます。

※¹性的少数者とは、性的指向の対象が異性のみではない方及び性自認が出生時の性と異なる方をいいます。

2 宣誓を行うことができる方

双方または一方が性的少数者であるお二人が、次のいずれにも該当することが必要です。

- (1) 双方が成年に達していること。
- (2) 住所について、次のいずれかに該当すること。
 - ◆双方が市内に住所を有していること。
 - ◆一方が市内に住所を有し、他の一方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
 - ◆双方が宣誓の日から1か月以内に市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む）又は他のパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (4) 宣誓をしようとする者同士が近親者（直系血族、三親等内の傍系血族もしくは直系姻族をいう）でないこと（宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている場合を除く）。

- 直系血族…祖父母、父母、子、孫等
- 三親等内の傍系血族…兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪
- 直系姻族…子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

3 手続きの流れ

◎「窓口」又は「郵送」で届出できます

(1)「窓口」の場合

受付場所 久喜市人権推進課
受付時間 平日8時30分～17時15分

宣誓日時の相談

※宣誓日の1ヶ月前から受付可

電子申請・電話・メール・FAXなどで宣誓日時を予約してください。

- ◎余裕を持った日にちで予約してください。
- ◎必要書類の取得には、時間を要する場合があります。(戸籍抄本の取り寄せなど)

フォーム https://apply.e-tumo.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59818



※久喜市ホームページの「パートナーシップ宣誓制度」のページからもアクセスできます。

宣誓

- 予約した日時に人権推進課にお越しください。
本人確認書類を提示の上、必要書類一式(P4参照)を提出してください。
書類提出の際に、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。
◎書類に不備や不足がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。
◎お一人でのお手続きも可能です。その際は、パートナーの方の本人確認書類(コピー)も併せてご持参ください。

証明書等の交付

- 宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を代表者様に簡易書留で交付します。
◎証明書等の発送には1週間～10日程度を要します。
◎窓口での受け取りを希望される場合はご相談ください。

(2) 「郵送」の場合

送付先 〒346-8501
久喜市下早見85-3
久喜市役所 人権推進課 あて (親展と記入ください)

発送日の連絡

電子申請・電話・メール・FAXなどで発送日をお知らせください。

フォーム https://apply.e-tumo.jp/city-kuki-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=59818

※久喜市ホームページの「パートナーシップ宣誓制度」のページからもアクセスできます。



書類の発送

上記住所へ必要書類一式 (P4参照) 及びお二人分の本人確認書類 (コピー) を同封し、郵送してください。

◎書類に不備や不足がある場合は、受付することができませんので、ご注意ください。

受付票の送付

書類の受領後、市から受付票を発送します。

証明書等の交付

宣誓に係る書類一式を確認の上、「パートナーシップ宣誓証明書」、「パートナーシップ宣誓証明カード」を代表者様に簡易書留で交付します。

◎証明等の発送には、受付してから後1週間~10日程度を要します。

◎窓口での受け取りを希望する方は、別途ご相談ください。

(3) 共通事項

戸籍上の氏名と併せて、通称 (氏名以外の呼称で、社会生活上通用しているもの) を使用することができます。詳しくは、4ページをご覧ください。

また、本制度をより良いものにするため、証明書等の交付の際に、アンケート等のご協力をお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

4 宣誓に必要な書類

(1) パートナーシップ宣誓書

お二人それぞれが署名の上、提出してください。(自ら署名できない場合は、ご本人立会いのもとで代筆も可能です)

なお、宣誓において通称を使用することができます。詳しくは(6)をご確認ください。

(2) パートナーシップの宣誓に関する確認書

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書

<久喜市の住民の方>

「個人番号(マイナンバー)」、「本籍」、「世帯主との続柄」の記載を省略したもの(発行から3か月以内のもの)を1人1通ずつ提出してください(同一世帯の場合は1通)。

※(2)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、ご本人に代わり市職員が確認を行いますので、添付を省略することができます。

<転入予定の方>

宣誓時の提出は不要です。(4)をご確認ください。

(4) 転入予定住所が確認できる書類(転入予定の方のみ)

久喜市に転入予定の方は、転入予定住所が確認できる書類(転出証明書、賃貸借契約書の写し等)を提示してください。また、転入後、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」と住民票の写し又は住民票記載事項証明書を提出してください(宣誓後1か月以内、(2)において市が住民基本台帳を閲覧することに同意をいただければ、(3)は省略可)。

(5) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)

戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)を本籍地市町村から取得し、1人1通ずつ提出してください。(発行から3か月以内のもの)

外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書など、配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳(翻訳者の氏名を記入すること)を添えて提出してください。

(6) 通称を使用していることが確認できる書類(通称を使用したい方のみ)

社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる資料を添付してください。

(7) 本人確認書類

次のいずれかを提示してください。本人確認書類がない方は、別途ご相談ください。

■ 1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■ 2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

5 パートナーシップ宣誓証明書等の交付

宣誓時に提出された書類を審査し、書類の不備等がなければ、「パートナーシップ宣誓証明書」1枚と「パートナーシップ宣誓証明カード」2枚を交付します。（宣誓後、1週間程度を要します）

パートナーシップ宣誓証明書（A4サイズ）

久喜市ロゴマーク

第 号

パートナーシップ宣誓証明書

Partnership
久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力しあうことを宣誓したことを証します。

宣誓をした者
_____ 様 _____ 様

ファミリーシップにある子の氏名
_____ 様 _____ **Kuki City** 様

年 月 日

 久喜市長 印



パートナーシップ宣誓証明カード

◆寸法 縦54ミリメートル、横172ミリメートル

(表)

	<p>久喜市</p> 
--	--

(裏)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">パートナーシップ宣誓証明カード</p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日生</p> <p>久喜市パートナーシップの宣誓に関する要綱に基づき、二人 が宣誓したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">宣誓日 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">久喜市長 印</p>	<p>この証明カードは、二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓したことを久喜市が証するものです。この証明カードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>戸籍上の氏名 ※通称使用の場合</p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生 年 月 日生</p> <p>ファミリーシップにある子の氏名</p> <p style="text-align: center;">____ 様 ____ 様</p> <hr/> <p>特記事項</p>
---	--

6 ファミリーシップ制度

●ファミリーシップとは？

パートナーシップの関係にあるお二人、又はお一人のお子様（養子を含む）と継続的な共同生活を送っている関係のことです。

パートナーシップ宣誓をした方、又は宣誓をしようとしている方は、届け出ることにより、ファミリーシップとして、お子様の氏名を証明書等に記載することができます。

●届出に必要な書類

- (1) ファミリーシップ記載届出書
- (2) お子様の戸籍抄本（3か月以内に発行されたもの）
- (3) 届出者本人の本人確認書類（パートナーシップと同時に届出する場合には不要です）
次のいずれかを提示又は写しを同封してください。本人確認書類がない方は、別途ご相談ください。

■1点の提示でよいもの

個人番号カード・運転免許証・パスポート等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■2点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳・学生証・社員証等のご本人が確認できる証明書等

※上記以外に、市長が必要と認める書類の提示を求めることがあります。

●届出を検討している方へ

パートナーシップの宣誓は主に宣誓する方に関わる事柄ですが、ファミリーシップの届出は、対象となるお子様にも関わる事柄です。

そのため、お子様がファミリーシップの関係や制度を理解できるよう、お子様の発達段階に合わせて丁寧に説明を行うとともに、お子様の意思を十分に尊重してください。

●証明書等に氏名を記載されているお子様へ

○証明書等からご自身の氏名を抹消するよう申し立てることができます。

「パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードに関する申立書」の提出及び本人確認書類を提示することにより、証明書等から自身の氏名を抹消するよう申し立てることができます。

※未成年の方は、パートナーシップ宣誓者の同意が必要です。

○ファミリーシップのお悩みを相談できます。

ファミリーシップに関するお悩みについて、電話やFAX、メールで相談できます。連絡先は次のとおりです。

【人権推進課 男女共同参画係】

 0480-22-1111（内線：2322, 2325）

 0480-22-3319

 jinken@city.kuki.lg.jp

7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付

証明書の紛失や毀損などの理由により再交付を希望される場合には、再交付します。「パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書」を提出してください。

8 宣誓事項等の変更

宣誓内容に変更があった場合、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」に変更内容が確認できる書類を添えて提出してください。

なお、届出事項の変更に伴い、証明書の再交付を希望する場合には、「7 パートナーシップ宣誓証明書等の再交付」のとおり、併せて再交付も申請してください。

9 パートナーシップ宣誓証明書等の返還

パートナーシップの解消や一方が死亡したとき、双方又は一方が市外へ転出したときは、証明書等を市に返還する必要があります。

「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

10 パートナーシップの宣誓の継続

久喜市とパートナーシップに関する協定を締結した自治体に転出する場合、所定の手続きを行うことで、パートナーシップ宣誓の効果を継続することができます。

協定締結先の自治体については、市ホームページ「連携協定締結先自治体一覧」からご確認いただけます。

(1) 久喜市から、連携自治体へ転出する場合

- ① 人権推進課窓口へ「パートナーシップ宣誓等継続届」を提出してください（継続届の写しをお渡しします）。
- ② 転入先の自治体での所定の手続きにより、転入先の自治体からパートナーシップの宣誓に基づく証明書等を交付します。

転入先での手続きの詳細については、各自治体の担当窓口にお問い合わせください。

(2) 連携自治体から、久喜市へ転入する場合

窓口でのお手続き	郵送でのお手続き
① 電子申請・電話・メール・FAXなどで <u>継続手続きを実施する日時</u> を予約してください。	① 電子申請・電話・メール・FAXなどで <u>必要書類を発送する日時</u> をお知らせください。
② 予約した日時に、以下の必要書類を持って人権推進課窓口へお越しください。	② 以下の必要書類をP3に記載されている宛先に発送してください。
③ 書類提出の際に、「パートナーシップ宣誓受付票」をお渡しします。	③ 提出書類に不備がなければ、受付票を郵送します。
④ 久喜市の証明書等を代表者様に <u>簡易書留</u> で交付します。 ※宣誓書等の発送には書類の提出から1週間～10日程度を要します。 ※窓口での受け取りを希望される場合はご相談ください。	

●久喜市に提出する書類

- ・転出元自治体で交付された証明書等、またはパートナーシップ宣誓等継続届の写し
- ・パートナーシップの宣誓に関する確認書（久喜市の様式）
- ・住民票の写し（市が住民基本台帳を閲覧することに同意いただければ省略可）
- ・本人確認書類 ※P4（7）参照

11 その他 相談窓口

●パートナーシップ宣誓制度やその他ご不明な点がございましたら、人権推進課までご相談ください。

久喜市役所 総務部 人権推進課 (年未年始を除く平日8:30~17:15)
☎ 0480-22-1111
☎ 0480-22-3319
✉ jinken@city.kuki.lg.jp

●上記のほか、以下の相談もお受けしております。(要予約)

<人権相談・女性相談> ※お住いの地区に関わらず相談が可能です
久喜 原則毎月10日 0480-22-1111
菖蒲 原則毎月第3水曜日 0480-85-1111
栗橋 原則毎月第3木曜日 0480-53-1111
鷺宮 原則毎月第4月曜日 0480-58-1111

<女性の悩み(カウンセリング)相談>

※性自認が女性の久喜市在住・在勤・在学の方であれば面接・電話・オンラインによる相談が可能です

原則毎月第1・第3金曜日 0480-22-1111

●性的指向や性自認などの悩みやLGBTQ+に関する法律問題については、下記相談窓口でもご相談できます。ご相談は無料です。

<にじいろ県民相談 埼玉県LGBTQ県民相談>

(毎週土曜日(年未年始を除く) 18時~22時(最終受付21時30分))

☎ 0570-022-282

☎ LINE 相談 <https://lin.ee/2f90PQMd>

(右のQRコードの読み込みでも可能)



<埼玉弁護士会 LGBT法律相談>

(毎月第1・第3水曜日(祝日・年未年始を除く) 10時~12時・13時~16時)

☎ 048-861-0901

<よりそいホットライン> 一般社団法人 社会的包摂サポートセンター

(24時間無休、性的指向や性自認に関する相談は、ガイダンスにそって#4を押してください)

☎ 0120-279-338 (フリーダイヤル)

☎ 0120-773-776 (通話による聞き取りが難しい方)

<セクシュアル・マイノリティ電話法律相談> 東京弁護士会

(毎月第2・第4木曜日 17:00~19:00 ※祝祭日の場合は翌金曜日)

☎ 03-3581-5515

12 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度とは、結婚とどう違うのですか？

A1 結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、久喜市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき、二人のパートナーシップ関係という事実を市が尊重する制度であり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 法的効力がないのに、なぜ制度を実施しているのですか？

A2 本制度の実施により、多様な性のあり方についての社会的理解が進み、パートナーシップが尊重される取組が広がっていくことを期待しています。

また、宣誓した二人の関係を対外的に証明することにより、精神的な安心感や生きづらさの軽減につながります。

Q3 パートナーと法的な関係を築くには、どのような方法がありますか？

A3 結婚に類似した法的関係性を築く手続きとして、公正証書により、任意後見契約、合意契約を結ぶ方法などがあります。手続きには費用が発生します。

公正証書について、詳しくは公証役場にお問い合わせください。

Q4 「継続的な共同生活」とはどのようなことですか？

A4 「継続的な共同生活」とは、お互いに協力し合い、二人の生活において必要な費用を分担し、支え合う生活などです。

Q5 パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりませんか？

A5 制度の利用や証明書の発行に費用はかかりません。

ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは自己負担となります。

Q6 宣誓書等の届出書類は、どこで手に入れることができますか？

A6 久喜市ホームページ「パートナーシップ宣誓制度」のページからダウンロードできるほか、人権推進課でもお渡ししています。

Q7 証明書は即日発行されますか？

A7 即日発行はできません。宣誓後、1週間程度で交付いたします。郵送の場合も同様です。

Q8 パートナーと同居していなくても、宣誓できますか？

A8 婚姻制度における夫婦であっても、世帯を別にしている等、そのあり方は様々です。また、同性のパートナーと同居するための住居を探すことが難しいといった事情等も考慮し、双方が市内に在住（在住予定）し、互いをパートナーとして共同生活をしていれば、同居をしていなくても宣誓していただけます。

Q9 普通養子縁組していますが、宣誓できますか？

A9 宣誓者同士が養子と養親の関係にあることは、近親者となりますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的効力が発生するものではありませんので、宣誓者同士の法的な関係やパートナーシップを築く目的で養子縁組している場合は、宣誓していただけます。

Q10 外国籍の方もパートナーシップ宣誓できますか？

A10 外国籍の方も、市民または市内へ転入を予定している方であれば宣誓は可能です。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（発行から3か月以内のもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えて提出してください。

Q11 通称は使用できますか？

A11 交付するパートナーシップ宣誓証明書に記載する氏名について、通称と戸籍上の氏名のいずれかを選択できます。また、交付するパートナーシップ宣誓証明カードは、表面に通称、裏面に戸籍上の氏名が記載されたものになります。

通称を使用する場合、「パートナーシップ宣誓書」と「パートナーシップの宣誓に関する確認書」に、戸籍上の氏名と通称をご記入ください。また、その通称を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかな資料）を宣誓時に添付してください。

Q12 宣誓することで、受けられる行政サービスはありますか？

A12 パートナーシップ宣誓証明カードの提示等により、手続きが可能な行政サービスがあります。詳しくはP15「13 宣誓した方などが利用できる行政サービス」をご確認ください。

Q13 宣誓することで、受けられる民間サービスはありますか？

A13 民間事業者の一部では、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの手続きの簡略化など、すでにサービスを提供している事業者もありますが、適用の条件が異なることもありますので、詳しくは事業者へおたずねください。様々なサービスが広がるよう民間事業者に対して、パートナーシップ宣誓証明書等の利用等について周知啓発を進めています。

Q14 久喜市外に転出するときはどうしたらいいですか？

A14-①市外に転出する場合、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

-②連携協定自治体へ転出し、パートナーシップ宣誓の継続を希望する場合には、「パートナーシップ宣誓継続届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還した上で、転入先自治体で簡易な手続きをすることで、宣誓の効果を継続できます。(P9参照)

※継続を希望しない場合のお手続きは①のとおりです。

Q15 パートナーシップの関係を解消した場合は、どうしたらよいですか？

A15 パートナーシップの関係を解消した場合には、「パートナーシップ宣誓証明書等返還届」を提出し、「パートナーシップ宣誓証明書」と「パートナーシップ宣誓証明カード」を返還してください。

Q16 両親や友人にもカミングアウトしていません。宣誓できますか？

A16 周囲の人にカミングアウトしていなくても、宣誓することができます。来庁することなく郵送でお手続きをすることや、窓口でお手続きする場合には、プライバシーに配慮し個室で対応することもできますので、事前にご相談ください。

Q17 証明書等から、ファミリーシップの子の名前を抹消できますか？

A17 パートナーシップ宣誓者がファミリーシップのお子様の氏名の抹消を希望する場合、「パートナーシップ宣誓事項等変更届」をお二人が署名した上で提出することで、証明書等からお子様の氏名を抹消することが可能です。

証明書等にご自身の氏名を記載されたお子様が抹消を希望する場合、「パートナーシップ宣誓証明書及び証明カードに関する申立書」を提出することで、ご自身の名前を証明書等から抹消することが可能です（未成年の方は、パートナーシップ宣誓者の同意が必要です）。

13 宣誓した方などが利用できる行政サービス

令和6年4月1日時点での情報です。

今後もこの一覧表は随時更新し、新たに制度やサービスが追加された際は、ホームページに掲載します。

(1) パートナーシップの宣誓及びファミリーシップの届出をした方が受けることのできる既存の制度や行政サービス

所管	制度・サービス	内容・対象者・要件等	証明カードの提示
市民税課	原動機付き自転車等の登録・廃車	同居するパートナー及びファミリーシップにある子を同居親族として、原付登録・廃車申請が可能	必要
市民生活課	犯罪被害者等支援見舞金	パートナーを犯罪被害者の配偶者として、遺族見舞金申請が可能	必要
市民課 (総合窓口)	住民票の続柄の記載	同一世帯に住居登録している場合、希望により、パートナーの続柄を「縁故者」とすることが可能	必要
市民税課 資産税課 収納課	税証明交付申請	続柄が縁故者であれば、パートナー間の税証明交付申請が可能	不要
高齢者福祉課	寝具乾燥消毒等事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業	介護者等であるパートナー及びファミリーシップにある子の場合、事業利用申請が可能	必要
	配食サービス事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	訪問理容サービス事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	緊急時通報システム事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要

所管	制度・サービス	内容・対象者・要件等	証明カードの提示
上下水道経営課	証明書の交付(水道料金等納入済証明書、水道使用開始開栓証明書、水道中止証明書)	パートナー及びファミリーシップにある子を親族として、証明書の交付が可能	必要
人事課	市職員に対する特別休暇(保育時間、忌引、配偶者及び父母の祭日、結婚、子の看護及び短期介護)、介護休暇、介護時間	パートナー及びファミリーシップにある子については、家族関係があるものとして、取得が可能	不要

(2) パートナーシップの宣誓に関係なく、要件により受けることのできる既存の制度や行政サービス

所管	制度・サービス	内容
人権推進課 菖蒲行政センター 栗橋行政センター 鷺宮行政センター	DV相談	パートナーとの間の暴力に関する相談が可能
市民課 (総合窓口)	住民票の交付	同一世帯員の住民票の写しの交付が可能
シティセールス課	久喜市の公共施設での届出挙式の実施	お二人のうち、どちらかが市内在住又は挙式当日までに居住予定の方が実施可能
国民健康保険課	国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者証の再交付	本人確認書類があれば同一世帯員の被保険者証再交付が可能
	国民健康保険及び後期高齢者医療限度額適用認定証の交付	本人確認書類があれば同一世帯員の認定証の交付が可能
	人間ドック・脳ドックの費用助成の申請	国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者である同一世帯員のドック費用助成申請が可能
	保養施設の利用助成の申請	国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者である同一世帯員の保養施設利用助成申請が可能
	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料納付額の証明	本人確認書類があれば同一世帯員の納付額証明の取得が可能
社会福祉課	久喜市災害見舞金	葬祭を行う者であれば災害による死亡に係る見舞金の支給申請が可能
	災害救護資金の貸付け	同一世帯員であれば申請が可能
高齢者福祉課	偕楽荘ショートステイ事業	養護者であれば利用登録申請が可能
こども家庭保健課	家庭児童相談	18歳未満のお子様に関する相談が可能

子育て支援課	パパ・ママ応援ショップ優待カードの交付	対象児童と同一世帯であれば交付が可能
人事課	市職員に対する特別休暇（出産補助、育児参加、短期介護）、介護休暇、介護時間	事実婚関係と同様のパートナー関係にあれば取得が可能

(3) その他

所管	制度・サービス	内容
障がい者福祉課	障がい福祉サービス全般	申請者本人が来庁できない場合、申請者本人の署名により手続きが可能
介護保険課	介護認定申請、被保険者証の再交付等	申請者本人が来庁できない場合、申請者本人の署名や、再交付証書等の郵送など一定の要件を満たせば手続きが可能

久喜市パートナーシップ宣誓制度 利用の手引き
(第3版)
令和6年4月発行

久喜市 総務部 人権推進課

TEL 0480-22-1111

FAX 0480-22-3319

メール jinken@city.kuki.lg.jp

